

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱実施細目

(昭和63年2月15日下水道局管理部長決裁)

仙台市水洗化工事資金融資あっせん要綱の、具体的取扱方法、手続等について次のように定める。

第1条関係（取扱金融機関）

取扱金融機関は、七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・宮城第一信用金庫・仙台農業協同組合の、本店又は支店で仙台市内に所在するものとする。

第2条関係（あっせんの条件）

- 1 専用住宅以外の家屋は融資あっせんの対象にはならないが、住宅兼店舗家屋についてはあっせんの対象とする。
- 2 下水処理区域となった後、当該区域内において新築及び増改築に伴い、建築確認を受けた家屋は対象としない。
- 3 あっせんの対象者（以下「対象者」という。）は居住地を問わず、原則として家屋の所有者とする。
- 4 家屋の所有者が死亡している場合は、当該家屋の相続人とみなされる者を対象者とすることができる。
- 5 家屋の所有者が市外居住の場合、所有者の承諾を得た所有者の家族を対象者とすることができる。
- 6 家主の承諾を得て借家人が水洗化改造をする場合は、借家人を対象者とすることができる。
- 7 家屋の所有者が複数の場合は、所有者の中の1名を対象者とする。
- 8 要綱第2条に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定する普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税の種別割、都市計画税とする。

第3条関係（あっせんの限度額）

あっせん額の単位は千円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

第4条関係（申請）

- 1 申請者の添付書類
 - (1) 様式第1号（市税納付状況の確認に同意しない場合は、市税の滞納がないことの証明書。ただし、申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (2) 印鑑証明書
 - (3) 市県民税の納税証明書及び建物の所有者を確認できる書類（登記簿謄本、不動産売買契約書、固定資産税の納税証明書等）
- 2 連帯保証人の添付書類
 - (1) 市県民税の納税証明書
 - (2) 印鑑証明書

3 その他次に掲げる場合は、それぞれ次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 家屋の所有者が死亡している場合は、死亡者と申請者の続柄を証明できる戸籍謄本
- (2) 申請日が属する年の1月2日以降に本市に転入した場合は、住民票

第10条関係（利子補給）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して利子補給を行うものとする。

第11条関係（損失補償）

取扱金融機関が解散、合併等により消滅した場合にあっては、債権を引き継いだ金融機関に対して損失補償を行うものとする。

附 則（平成10年11月改正）

（実施期日）

この改正は、平成10年11月24日から実施する。

附 則（平成14年3月改正）

（実施期日）

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年3月改正）

（実施期日）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月改正）

（実施期日）

この改正は、平成17年3月7日から実施する。

附 則（平成17年7月改正）

（実施期日）

この改正は、平成17年7月19日から実施する。

附 則（平成19年5月7日改正）

（実施期日）

この改正は、平成19年5月7日から実施する。

附 則（平成31年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月18日改正）

（実施期日）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。